

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局開発調整部開発誘導課（福祉・ワンルーム担当） (06-6208-9319)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	認定建築主等に対する改善命令
概 要	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）では、第17条第3項に規定する基準に適合し認定された建築物で、計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていない場合には、認定建築主等に対して、その改善に必要な措置をとることを命じることができます。
根拠法令等 及び条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）第21条 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001379342.pdf
処分基準	＜高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）第21条＞ 所管行政庁は、認定建築主等が第17条第3項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
ホームページ	
備 考	